

荒川区「わたしの便利帳」広告掲載取扱要領

平成26年6月1日制定

(26荒総広第113号)

平成29年3月1日改定

(趣旨)

第1条 この要領は、荒川区「わたしの便利帳」広告掲載取扱要綱（元荒企広第88号）に規定する運用基準を定めるものとする。

(広告掲載の順位)

第2条 荒川区「わたしの便利帳」広告掲載取扱要綱第7条に基づく広告の掲載は、次の表に応じ、決定するものとする。ただし、同順位内で多数の申込みがあった場合は、抽選とする。

順位	業 種
1	国、地方公共団体（公営企業を含む。）及び公共企業体
2	公共的団体
3	私企業のうち、公共性を有する企業等で次に掲げるもの 運輸、ガス、電気供給、新聞、区内に本店又は支店を有する信用金庫、信用組合、保険会社並びにこれに類するもの
4	その他の私企業で区内に事業所のあるもの
5	その他の私企業で区外に事業所のあるもの

2 公共的団体とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条及び第157条に規定する公共的団体であって、区施設使用料に係る減免措置の事務処理基準についての制定について（依命通達）（平成4年4月17日付け4荒総総発第72号）別表1に記載されたものとする。